

令和3年1月8日

保護者の皆様

品川区教育委員会
品川区立大原小学校
校長 池田 哲哉

緊急事態宣言下の3学期の教育活動について（通知）

日頃より、本校の教育活動のご協力いただきありがとうございます。

1月7日（木）に緊急事態宣言が発令されたところですが、区立学校では、通常登校を継続します。昨年6月に実施した分散登校は予定していません。あわせて、宣言が解除されるまで（現在のところ2月7日（日）まで）の教育活動については、下記のとおりとしますので、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 緊急事態宣言が解除されるまで（現在のところ2月7日（日）まで）の教育活動について

(1) 学習活動について

- ① 感染症予防対策を講じてもお飛沫感染の可能性の高い学習活動は行いません。
 - ・音楽での歌唱、鍵盤ハーモニカ、リコーダーなどの楽器演奏
 - ・全ての学習における、グループ、少人数などの話し合い
 - ・家庭科での調理実習
 - ・体育における身体接触を伴う活動
 - ・全ての学習における、児童が対面で操作したり、顔を寄せ合い観察したりする実験、観察など
- ② 外部講師を招聘した授業は実施しないなど、外部との接触や交流は避けることとします。また、保護者の方々も入校を控えていただくなどの制限をとらせていただきます。なお、品川地域未来塾は、学びの保障を図るため、感染予防を十分に講じ実施します。

(2) 学校行事について

- ① 児童が学年を超えて一堂に集まって行う行事は、実施しません。
（「ふれあいまつり・児童の部」は実施します。上記のことを守り、一堂集まることはありません。午後、実施予定だった「ふれあいまつり・PTAの部」は、中止します。）
- ② 緊急事態宣言中の社会科見学等の校外学習は実施しません。
※6年の思い出づくりを目的とする校外活動については、宣言解除後に延期します。宣言が卒業日近くまで延長されたときは、実施できないこともあります。
- ③ 展覧会は、延期とします。緊急事態宣言が解除された後の、3月4日（木）～6日（土）を予定しています。
- ④ 保護者会（456年：2月19日（金）と、123年：2月22日（月）は、緊急事態宣言が解除されている予定ですので実施します。ただし、緊急事態宣言が延長されたときは、延期または中止となります。その際は、改めてご連絡いたします。
- ⑤ 新入生説明会（2月17日（水））は、緊急事態宣言が解除されている予定ですので実施します。ただし、緊急事態宣言が延長されたときは、いつどのように実施するかなど、改めてご連絡いたします。

裏面もあります。

- (3) 金管バンド活動について
いかなる防止対策を講じても、活動に飛沫感染の恐れがあるので、練習を含め活動は行いません。
- (4) 出席の扱いについて
感染への不安を理由に欠席した場合には、欠席扱いとなりません。感染への不安でお休みをするときは、その旨をお伝えください
- (5) 校庭開放について
中止します（1月17日(日)、24日(日)、31日(日)、2月7日(日)の4回です）。

2 感染した場合の学びの保障

新型コロナウイルス感染症に感染または濃厚接触者となった場合には、ガイドラインにより、2週間程度登校はできません。学校では、Zoomでのリモート学習や自宅学習用の教材で学びの保障に取り組んでいます。

3 家庭での感染症予防対策

- (1) 3密の回避、手洗い、マスク着用などご家庭でも感染症予防策の徹底をお願いいたします。
- (2) 緊急事態宣言を踏まえ、次の感染症予防対策をお願いいたします。
 - ① 午後8時以降の不要不急の外出は避ける。
 - ② 都県境をまたぐ移動も自粛し、1月9日（土）からの3連休は自宅で過ごす。
 - ③ ゲームセンターやカラオケなど、感染リスクの高い場所には出かけない。
 - ④ 飲食店での外食については、感染予防に特段の注意を図る。

(3) 校内での感染を予防するためのお願い

- ① ご家族にPCR検査を受ける方がいる場合には、児童の登校を控える。学校へ連絡する。
- ② 習い事なども、それぞれの感染症予防対策を確認するなど、家庭外での感染リスクを低減させる。

4 その他

今後の感染拡大などの状況の変化により、変更される場合があります。その場合は、改めて学校からお知らせいたします。

〔問い合わせ先〕

副校長 坂詰 晃
電話 03-3781-4487
FAX 03-3781-4808

表面もあります。